

狩猟免許試験のご案内

【島根県】

狩猟免許を取得するためには、狩猟免許試験を受けることが必要です。受験にあたって以下の件についてご確認のうえ申請書の提出をお願いします。

- 島根県にお住まいですか。
(現住所を島根県に有しておられますか)

狩猟免許試験内容

- 1) 適正試験 (視力、聴力、運動能力)
- 2) 知識試験
 - ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の知識
 - ・鳥獣の保護及び管理に関する知識
 - ・猟具に関する知識 (網・わな・銃ごとの猟具に関する知識)
 - ・鳥獣に関する知識 (網・わな・銃ごとに関連のある鳥獣に関する知識)
- 3) 技能試験
 - ・猟具の使用 (網・わな・銃ごとに使用される猟具について)
 - ・猟具の架設・実施 ()
 - ・鳥獣の判別 (鳥類名、獣類名、狩猟の可否判断など)



狩猟により捕獲できる対象鳥獣は以下のとおりです

鳥類 (26種類)

カワウ、マガモ、カルガモ、コガモ、ヨシガモ、ヒドリガモ、オナガガモ、ハシビロガモ、ホシハジロ、キンクロハジロ、スズガモ、クロガモ、エゾライチョウ、ヤマドリ (コシジロヤマドリを除く。)、キジ、コジュケイ、ヤマシギ、タシギ、キジバト、ヒヨドリ、ニュウナイスズメ、スズメ、ムクドリ、ミヤマガラス、ハシボソガラス、ハシブトガラス

獣類 (20種類)

タヌキ、キツネ、ノイヌ、ノネコ、テン (ツシマテンを除く。)、イタチ (雄)、シベリアイタチ、ミンク、アナグマ、アライグマ、ヒグマ、ツキノワグマ (島根県では狩猟禁止)、ハクビシン、イノシシ、ニホンジカ、タイワンリス、シマリス、ヌートリア、ユキウサギ、ノウサギ

※上記46種類の中でも都道府県ごとに捕獲が禁止されている鳥獣もありますのでご注意ください。

狩猟免許試験申請書は各農林水産振興センター、各農林水産振興センター地域事務所、隠岐支庁農林水産局、各市町村鳥獣担当課、県庁農山漁村振興課 (ホームページ入手可) で入手することができます。

なお、一般社団法人島根県猟友会において、猟友会各地区単位で狩猟免許試験事前講習会の開催を予定されていますので、申し添えます。

【狩猟免許試験に関するお問い合わせ・申請書の提出先】

島根県農林水産部 農山漁村振興課 鳥獣対策室

〒690-8501 松江市殿町1番地

TEL 0852 (22) 5335 FAX 0852 (22) 6043

メール choju@pref.shimane.lg.jp

狩猟は、一定の知識、技能を有した資格者(狩猟免許者)が、各都道府県ごとに狩猟者登録を行ったうえで狩猟期間中に出来る行為です。

大自然の恵みに恩恵を受ける楽しみがあると同時に、地域の自然環境に精通し、環境のモニターとして地域社会に貢献することには意義があり、人と鳥獣の共存を図るうえでも大切な役割があります。

趣味としての狩猟、有害鳥獣駆除など目的は様々ですが、狩猟免許を取得していただき、今後の活躍が期待されます。

狩猟免許を取って ふるさとの守人になりませんか？

有害鳥獣から集落を守りましょう！

一力を合わせて鳥獣にとって魅力のない集落づくりー

☆狩猟免許を取得して鳥獣被害に強い集落づくりのため一役を担いませんか☆

☆狩猟免許を取得して集落リーダーとして鳥獣被害対策に取り組んでみませんか☆

☆狩猟免許を取得して捕獲班の仲間入りをしませんか☆

『地域ぐるみの鳥獣対策』



イラスト：かげやま まき

※有害鳥獣駆除許可については、島根県または、お近くの市町村役場にご相談ください。